

第53回倉吉市人権教育研究会総会

2021年5月

倉吉市人権教育研究会

あいさつ

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様と、感染拡大により生活に影響を受けておられる地域の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

こうした状況の中、第53回倉吉市人権教育研究会の総会につきましては、役員会で協議を重ね、慎重に審議した結果、総会資料の配布、閲覧等による書面開催とさせていただきました。

昨年度は、当該感染症の拡大により、様々な催しや大会が中止となり、本会の活動も縮小を余儀なくされました。さらに、感染者や家族、職場、医療関係者等への差別、誹謗中傷などが大きな社会問題となったことから、市との共同で「新型コロナウイルス感染症に関する倉吉市人権宣言」を2020年8月12日付けで発表し、これを全市に配布し、市民の人権意識醸成を図りました。

また、このような状況の中、2021年4月27日の発表によると、国内での当該感染症による死亡者が1万人を超え、変異株ウイルス感染拡大による社会への不安とともに、経済格差による貧困、自死の増加、特に女性へのDV、子どもへの虐待、ヤングケアラー、教育格差等が問題となっています。「新型コロナウイルス感染症に関する倉吉市人権宣言」で挙げたように、今こそ私たちは、科学的な真実を見る目や偏見、差別を許さない強い心が必要であり、差別の現実深く学ぶ普遍性を再認識したいと思います。

こうした中、市では第12次倉吉市総合計画の策定とともに「倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」並びに「くらし男女共同参画プラン」の見直しを行い、2021年度から5年間を計画期間とした第6次計画を策定されました。あらゆる差別をなくする総合計画では、「お互いを認め合い、安心して暮らせる人権尊重のまちづくり」を基本理念とし、推進方針として「人権教育・同和教育の推進」、「人権啓発の推進」及び「相談・支援体制の充実」の3つの柱のもと、あらゆる人権課題に対し、行政と市民が一丸となって差別解消に取り組む内容となっています。また、くらし男女共同参画プランでは、「男女共同参画のまち」の実現を目標とし、これまでの取組を継承しながら、男女がともに支え合い、個性と能力を発揮できる、豊かで活力にあふれたまちをめざし、「男女がともに活躍できる環境づくり」、「安心・安全に暮らせる社会づくり」及び「男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり」という3つの基本目標のもと、本市における男女共同参画の取組を推進することとされています。

また、倉吉市人権教育研究会においても、本会の果たすべき役割を踏まえ、今後5年間を見据えた活動の方向性を第4次前期目標としてまとめたところです。

今日までの活動を振り返りながら、私たち自身の課題として人権問題への関わりの大切さを再認識し、明日からの行動に活かし、本会の活動が一層充実したものになりますようお願いし、あいさつとします。

2021年5月

倉吉市人権教育研究会
会長 相見 楓子

目 次

報告第1号	2020年度事業報告	3
報告第2号	2020年度一般会計収支決算報告、解放をめざして第2集会計報告並びに 監査報告	8
議案第1号	2021年度基調提案について	10
議案第2号	2021年度会費の額について	13
議案第3号	2021年度事業計画及び収支予算について	14
議案第4号	役員の選任について	18

【日本女性会議 2022 in 鳥取くらよし及び講演会の資料について】

2022年度に倉吉市で開催される「日本女性会議2022 in 鳥取くらよし」について資料12（37・38ページ）でご案内させていただきます。

また、総会で講演会を予定しておりましたが、書面開催としたため中止としました。講演内容について、資料13及び資料14（39ページから42ページ）に掲載していますので、ぜひご覧ください。

（予定していた講演）

- ・「鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部改正について」鳥取県人権局人権・同和対策課
- ・「第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画について」倉吉市人権政策課

（資料）

資料1	倉吉市人権教育研究会第4次前期目標	19
資料2	倉吉市人権教育研究会の組織と活動内容	23
資料3	2020年度～2021年度役員名簿	24
資料4	2020年度～2021年度専門委員会委員名簿	25
資料5	倉吉市人権教育研究会の歩み	26
資料6	倉吉市人権教育研究会規約	28
資料7	倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例	30
資料8	倉吉市あらゆる差別をなくする審議会条例	32
資料9	部落差別の解消の推進に関する法律	34
資料10	「人権尊重都市」宣言のまち倉吉	35
資料11	新型コロナウイルス感染症に関する倉吉市人権宣言	36
資料12	日本女性会議2022 in 鳥取くらよしについて	37
資料13	鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部改正について	39
資料14	第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画について	42

2020年度事業報告

1 講演会・研修会の開催等

(1) 第52回倉吉市人権教育研究会総会

ア 日時 2020年5月11日(月)に資料送付

イ 内容 2019年度事業報告、一般会計等収支決算報告、規約改正、2020年度会費、2020年度基調提案、2020年度事業計画及び収支予算及び役員改選

ウ 実施方法 書面決議により、2020年5月22日(金)に全ての決議事項について原案どおり承認

2 市民啓発活動資料等の作成

(1) 会報誌「解放を目指して」No. 125の発行配布

(2) 学習資料「自覚無き差別」の作成配布

(3) 啓発物品「クリアファイル」の作成配布



市民啓発活動資料等

3 役員会

(1) 第1回 2020年4月23日(木) 第52回総会の開催可否及び総会資料について

(2) 第2回 2020年7月17日(金) 各専門委員会及び組織のあり方について

(3) 第3回 2021年3月19日(金) 第4次前期目標(案)について、第53回総会の開催方法及び第5回人権尊重のまち倉吉を考える懇談会開催要項(案)について

4 街頭啓発活動

(1) 街頭広報 新型コロナウイルス感染症拡大の防止の観点から中止とした。

(2) 部落解放月間 倉吉市役所第2庁舎に横断幕を設置し、啓発活動を行った。(令和2年7月10日(金)から8月9日(日)まで)

(3) 人権週間 倉吉市役所本庁舎に横断幕を設置し、啓発活動を行った。(令和2年12月4日(金)から12月10日(木)まで)

5 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 内容 新型コロナウイルス感染症に関する倉吉市人権尊重宣言を発表

(2) 日時 2020年8月12日(水)

(3) 実施方法 啓発資料を作成し、市報9月号に同梱して全戸配布

6 中学校区人権(同和)教育指定研究事業の実施

(1) 河北中学校区人権教育研究発表会

ア 日時 2020年11月17日(火) 中止

イ 場所 倉吉東こども園・西郷小学校・河北中学校

ウ 内容 感染症対策のため発表会は中止し、実践報告書を作成し配布した。

7 専門委員会活動報告

(1) 企画運営委員会

ア 努力点

- ①低調な出席率等の課題に対し、委員会活動の在り方について見直し、活性化を図った。
- ②第4次前期目標の策定と活動計画の議論を行い、「人権尊重のまち倉吉を考える懇談会」を計画に位置付けた。
- ③コロナ禍において、新型コロナウイルス感染症に関する倉吉市人権尊重宣言を踏まえて、ハンセン病をテーマに会員研修を実施した。

イ 活動内容（定例会を含む）

① 企画運営委員会

第1回 4月23日（木）（第1回役員会合同）

第52回総会の開催可否について ほか

第2回 8月27日（木）

委員長・副委員長の選出、2020年度の活動計画について ほか

第3回 10月8日（木）

第2回会員研修会（三者合同）について、2020年度の活動計画について ほか

第4回 12月8日（火）

第4次前期目標（2021～2025年度）案の検討 ほか

第5回 1月27日（水）

第4次前期目標（2021～2025年度）の検討、人権尊重のまち倉吉を考える懇談会の検討 ほか

第6回 3月19日（金）（第3回役員会合同）

第4次前期目標（2021～2025年度）（案）について、2021年度第53回総会の開催方法について、第5回人権尊重のまち倉吉を考える懇談会開催要項（案）について、2020年度事業報告（案）について、2021年度事業計画（案）について ほか

② 第1回会員研修会（第45回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会『特別講座』）

日時：10月8日（木）

場所：倉吉未来中心 大ホール（参加者40名）

講演1：「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！」

日本赤十字社鳥取県支部事業推進課長 中原 眞理子さん

講演2：「ハンセン病差別と新型コロナ禍差別」 録画

九州大学名誉教授 内田 博文 さん

講演3：「既存差別を表出させた新型コロナ差別」 録画

公益財団法人反差別・人権研究所みえ 常務理事兼事務局長 松村 元樹さん

③ 第2回会員研修会（ピースクロスとっとり合同研修会）

日時：11月14日（土）

場所：倉吉未来中心2階 セミナールーム3（参加者61名）

内容：『ハンセン病映像資料上映と「遺族」に学ぶ』

①映像資料上映 ②トークセッション

講師：重監房資料館部長 黒尾 和久さん

獨協医科大学准教授 木村 真三さん

ウ 成果と課題

- ① 委員会に出席できない委員もあり、意見交換が十分にできたのかという反省点はある。
- ② 各専門委員会が連携し、市人研全体の活動が必要という議論ができた。部落問題を中心課題に据えて、他の委員会に押しつけるのではなく連携して活動して行くことが再認識できたことは大きな成果。
- ③ 人権救済・人権擁護の視点で、生活困窮者等への対応について行政と当事者団体などが連携して活動していくことが大事であると認識を深めた。

(2) 教育活動委員会

ア 努力点

- ① 自覚なき差別(マイクロアグレッション)について理解を深めるため学習資料リーフレットを作成
- ② 専門委員会の人権課題への理解を深める内部研修の実施
- ③ 委員会の事業推進に向け、定例会・学習資料編集委員会を開催

イ 活動内容（定例会を含む）

- ① 第1回定例会 8月25日（火） 2020年度の活動計画について
- ② 第2回定例会 10月6日（火） コロナ禍での子どもたちの様子、地域の実情、職場で困っていること、指導者向け学習資料の作成等について情報交換
- ③ 第3回定例会 12月15日（火） 指導者向け学習資料の作成について意見交換、2020年度啓発資料の作成について、学習資料編集委員選任
- ④ 第1回学習資料編集委員会 1月15日（金）
- ⑤ 第4回定例会 2月16日（火） 学習資料リーフレット（案）の検討、2020年度の活動の振り返り、第4次前期目標（案）の策定、2021年度の事業計画（案）について

ウ 成果と課題

- ① 学習資料として「自覚なき差別」のリーフレットを作成し発行できた。誰でも心当たりあるのではという内容で、幅広い年代、小グループでの学習でも市民の皆さんに活用していただけるリーフレットができた。様々な場で研修資料として活用していただきたい。
- ② 今年度は市人研の活動が、年度途中からの活動になり、全国規模の研修会や研究会もなくなる等、自粛により研修する場がなくなったが、内部研修として、委員会内で情報交換ができたことは良かった。
- ③ 人権問題が他人事ではなく、自分事として考えてもらえる学習にしていかななくてはな

らない。部落問題とは何か、差別とは何かを知り、気づく力を養っていかなければならない。

- ④ 差別が複合的に起こっていることについて考えていかなければならない。SDGs (持続可能な開発目標) の理念「誰一人取り残さない」を踏まえ、周知・啓発に努めるための学習資料の検討も必要である。
- ⑤ 今年途切れてしまった町内学習会を復活させて、大人と子どもたちが共に学ぶ町内学習会の実施を拡げていってもよいのではないか。

(3) 調査広報委員会

ア 努力点

- ① コロナ禍で、様々なイベントが中止され、委員会の活動も満足に行えない中、分担して取材活動を行い、会報誌「解放をめざして」No. 125の発行を行った。
- ② 編集作業を印刷会社に外注するなど、工程を見直し、編集作業の省力化に努めた。

イ 活動内容

- ① 第1回委員会 11月5日(木) 会報誌の構成、レイアウト、取材分担の協議
- ② 第2回委員会 1月19日(火) 会報誌の校正
- ③ 第3回委員会 2月25日(木) 事業報告等の検討、会報誌の梱包・発送

ウ 成果と課題

- ① コロナ禍で、例年のような活動が行えなかったため、会報誌1回の発行となった。
- ② 新しい生活様式が広まる中、本委員会の広報活動においても新しい方式による会の在り方を検討する必要がある。

(4) 市民活動委員会

ア 努力点

- ① 委員会の事業等推進に向け、定例会と啓発活動への積極的参加を図る。
- ② 家庭・地域・学校・職場等での人権意識向上のための啓発物品を作成する。
- ③ 啓発活動の推進と委員相互の交流を図るための研修会等を実施する。

イ 活動内容

① 定例会

第1回定例会	9月3日(木)	年間計画・啓発物品について
第2回定例会	10月6日(火)	啓発物品、啓発資料について
第3回定例会	11月12日(木)	啓発物品、啓発資料について
第4回定例会	12月17日(木)	啓発物品、啓発資料、第4次前期目標について
第5回定例会	2月4日(木)	啓発物品、啓発資料、第4次前期目標について
第6回定例会	3月11日(木)	啓発物品、啓発資料について

2020年度反省と課題・2021年度事業計画について

※ 定例会では、随時研修会、講演会に参加された感想、地域の活動・情報交換などを行った。

- ② 啓発物品の作成 クリアファイル(ユニバーサルデザインについての啓発物品を作

成し会員等へ送付した。)

ウ 成果と課題

- ① 自己研修等の学びを啓発物品作成に活かすことができた。
- ② 第3次計画の反省を行い、第4次計画の策定につなげた。
- ③ 啓発物品・資料の活用とその評価の検証を行い、改善につなげていくこと。
- ④ 啓発物品を広く市民配布するため予算確保等を行うこと。

(5) 企業活動委員会活動報告

ア 活動目標

- ① 企業内人権教育研修の推進
- ② 企業活動委員会委員による事例発表・研修参加報告等、委員研修の充実
- ③ 三者合同研修会開催等による関係機関・団体との連携
- ④ 視察研修の実施
- ⑤ 各種研修会への参加
- ⑥ 委員会活動PRによる会員拡大への努力
- ⑦ 次期実施計画の検討

イ 活動内容

- ① 第1回定例会 8月18日(火) 2020年度活動計画等
- ② 第2回定例会 10月13日(火)
- ③ 第1回三者合同研修会 11月12日(木)・講演会「新型コロナウイルス感染症と人権」
講師：さわやか人権文化センター 所長 上口俊一さん(担当：市人研企業活動委員会)
- ④ 第3回定例会 12月8日(火) 次期目標(2021～2025：前期)の事業計画の検討について
- ⑤ 第2回三者合同研修会 1月25日(月) 講演会「パパは女子高生だった～自分らしく生きること～」講師：前田 良さん(Link myself代表)(担当：中部地区高等学校同和教育研究会)(中止)
- ⑥ 第4回定例会 2月9日(火) 次期目標(2021～2025：前期)の事業計画の策定、2020年度活動報告・反省点及び2021年度活動計画について協議

ウ 成果と課題

- ① 定例会において、企業内研修等の事例発表を聞く場を設け、会員の職場内研修の参考とすることができた。
- ② 三者合同研修会を実施することにより、各委員及び各団体会員が最近の差別事例を知り今後の企業内人権研修に資することができた。
- ③ 各委員が定例会等の委員会活動に積極的に参加できるよう開催時期・内容等を検討する必要がある。

報告第2号

2020年度倉吉市人権教育研究会収支決算書

(収入の部)

(単位：円)

費目	本年度予算額 a	収入済額 b	差引増減額 b-a(▲)	備考
1 委託料	870,000	870,000	0	市委託料
2 会費	1,000,000	775,000	▲225,000	1,000円×775人
3 繰越金	417,966	417,966	0	前年度繰越金
4 雑収入	34	10	▲24	預金利息
合計	2,288,000	2,062,976	▲225,024	

(支出の部)

(単位：円)

費目	本年度予算額 a	支出済額 b	差引増減額 b-a(▲)	備考
1 事業費	1,660,000	964,253	▲695,747	
(1) 教育活動費	120,000	120,000	0	学習資料の発行 120,000
(2) 調査広報費	230,000	102,762	▲127,238	「解放をめざして」No.125ほか 102,762
(3) 市民活動費	560,000	507,870	▲52,130	啓発物品(クリアファイル) 173,250 入会特典(メモ帳) 129,800 啓発ワッペン 182,820 啓発物品(横断幕) 22,000
(4) 指定研究費	120,000	120,000	0	河北中学校区同和教育研究協議会 120,000
(5) 研修費	370,000	113,621	▲256,379	第2回会員研修会 113,621
(6) 研修派遣費	260,000	0	▲260,000	
2 会議費	255,000	31,316	▲223,684	
(1) 総会費	100,000	3,740	▲96,260	消耗品費 3,740
(2) 役員会費	30,000	4,346	▲25,654	茶代 4,346
(3) 専門委員会費	125,000	23,230	▲101,770	茶代 11,830 専門委員会旅費 11,400
3 負担金	111,000	110,530	▲470	県人権教育推進協議会負担金ほか 110,530
4 事務局費	157,000	162,362	5,362	人権尊重宣言印刷代、消耗品費、通信 運搬費 162,362
5 雑費	5,000	0	▲5,000	
6 予備費	100,000	0	▲100,000	
合計	2,288,000	1,268,461	▲1,019,539	

収入済 2,062,976円 - 支出済 1,268,461円 = 794,515円

残金 794,515円は次年度に繰り越します。

解放をめざして第2集 倉吉市同和教育研究会30年のあゆみ (2007年7月発行)
2020年度会計報告

(収入の部)

費目	収入済額	備考
1 販売代金	0	0冊
2 繰越金	877,053	前年度から繰越
3 雑収入	8	利息
合計	877,061	

(支出の部)

費目	収入済額	備考
合計	0	

収入済 877,061円 - 支出済 0円 = 差引 877,061円



残金 877,061円は次年度に繰り越します。

※ 販売数 889冊
残部数 233冊

監査報告書

2020年度倉吉市人権教育研究会一般会計及び「解放をめざして第2集 倉吉市同和教育研究会30年のあゆみ」会計の収支状況について、厳重に審査をした結果、関係帳簿並びに証憑書類ともに正確に経理され、適正に執行されていることを認めました。

2021年3月25日

監事 小谷 清美 
監事 吉岡 麻弓 

倉吉市人権教育研究会
会長 相見 楓子 様

議案第1号

2021年度基調提案について

倉吉市人権教育研究会規約第13条第7号の規定により、2021年度基調提案について、次のとおり決議を求める。

記

2021年度基調提案

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束しない中、我が国では国民の命と健康と生活を守る取り組みと同時に経済再生を図る対策を講じていくことが課題となっています。また、国内外で新型コロナウイルスに感染した人やその家族、治療にあたった病院関係者、外国人の方などに対して、誤った情報や認識に基づく不当な差別・偏見・いじめの発生、コロナ禍でのDVや生活困窮者の増加などが大きな社会問題として取り上げられています。

2015（平成27）年9月の国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）には、2015年から2030年の15年間で国際社会が解決すべき課題が掲げられています。その前文には「誰一人取り残さないことを誓う」と謳われ、人権尊重の考え方が基本となっていますが、こうした昨今の緊急事態下における不当な差別事案に直面したとき、まさに世界の一人ひとりが自分の問題として考え、行動を起こすことが求められています。

私たちは、普遍的人権を尊重する社会の実現に向けて、行政、企業、認定こども園・保育園、学校、地域、家庭において、あらゆる人権問題の解決のための人権教育・啓発活動に積極的に取り組まなければなりません。

2 本市の人権施策の推進・充実に向けて

倉吉市では、1969（昭和44）年の「同和对策事業特別措置法」が施行されてから、同和問題の解決を市政の重要課題とし、1989（平成元）年1月に「人権尊重都市宣言」を、1994（平成6）年に「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」を施行しました。この条例を具体化するため1996（平成8）年には「倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」を策定し、あらゆる差別の解消に向けた諸施策を積極的に推進してきました。

その間、2005（平成17）年4月には「倉吉市男女共同参画推進条例」及び「倉吉市高齢者虐待防止条例」が施行され、同年5月には「倉吉市個人情報保護条例」、11月には「倉吉市落書きの防止に関する条例」が施行されるなど、差別解消に向けた諸施策が展開されています。

そして、今日の社会情勢や新たな人権課題へ対応するため、倉吉市人権教育研究会をはじめ、様々な団体の要請を受け、2010（平成22）年4月に倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例の一部改正が行われました。主な改正点としては、市の責務を人権の擁護及び救済の取り組みに努めること、また、市民の責務として差別及び差別行為を助長する行為をなくするために行動するよう努めることとされました。

2011（平成23）年10月には、倉吉市に部落解放同盟倉吉市協議会、倉吉市精神障がい者家族会、高齢社会をよくする会くらよし及び在日本大韓民国民団倉吉分団の5団体で「戸籍等の不正取得防止制度について」の要請を行い、これに対応するため、2012（平成24）年4月に「登録型本人通知制度」が制度化されるなど、本市の人権施策の推進及び充実に向けた様々な取組を行っています。

2021（令和3）年3月には、「第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」として、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの市の人権施策の方針が示されました。「お互いを認め合い、安心してくらすせる人権尊重のまちづくり」を基本理念とし、推進方針として「人権教育・同和教育の推進」、「人権啓発の推進」及び「相談・支援体制の充実」の3つのスキームが示されました。また、重要目標達成指標を取り入れるなど、客観的な施策成果を分析する仕組みが取り入れられるなど、本市の人権施策のさらなる推進及び充実が実現しつつあります。

3 倉吉市人権教育研究会の歩みと課題

本会は、「倉吉市同和教育研究会」として1970（昭和45）年に「部落の完全解放の教育創造」を目標に掲げ、54名の会員により発足しました。その後、1986（昭和61）年以降に5つの専門委員会を組織し、部落差別の解消を目指す研究を深め、市民一人ひとりに同和問題についての正しい認識を深める実践活動を推進してきました。1983（昭和58）年には、これまでの活動の記録をまとめた「解放をめざして第1集」を発刊し、2007（平成19）年には第2集を発刊しています。

1993年には、活動の活性化をめざし、第1次前期目標（1993～1996年度）を策定し、以後、社会的状況の変化に対応するため、計画の見直しを行いながら様々な活動を積み重ねています。

2015年には、活動内容を充実し、発展させるために、会の名称を「倉吉市人権教育研究会」に改め、規約の目的に「人権が尊重される社会の実現をめざし、同和教育を人権教育の重要な柱として位置づけ、部落差別をはじめあらゆる差別を解消するための人権教育の研究・実践活動を行うことを目的とする。」と明記しました。同和教育は、憲法で保障された基本的人権に係わる課題である同和問題の解決を中心課題とし、差別の現実を深く学び、一人ひとりの生き方や社会のあり様を見つめ直すことで、暮らしの中にある様々な人権問題に気づき、それを解決していく取組へと発展してきた教育です。今日では、同和教育の中で私たちが培ってきた人権意識を土台として、男女、障がいのある人、子ども、高齢者、外国にルーツを持つ人に関する人権など、様々な問題が提起されており、近年では性的マイノリティの人権問題もこれに加えられるなど、人々の人権意識の変革にもなっており、取り上げられる課題も増え、人権に関する教育をめぐる状況も変化しています。そのため、本会では、人権教育や人権擁護、人権政策を取り巻く国内外の社会状況の変化、国際化、情報化、急速な高齢化、そして格差社会の進行という社会の変化への対応が求められており、会員意識の高揚、各専門委員会の活動の活性化が課題となっています。

4 第4次前期目標

現在、我々を取り巻く様々な人権課題に対応するため、今年度、第4次前期目標を策定することとしました。今期目標の策定にあたっては、「自己実現が追求できる社会の実現」、「共生社

会の実現」、「差別の解消と人権救済の確立」及び「行政との協働」を本会のミッションとして設定しました。これは、私たちは差別の現実に深く学ぶという基本姿勢に立ち、新たな課題を克服しながら差別をなくする営みを自らの課題とし、人権教育・啓発を推進する市民組織として人権尊重社会の実現をめざすものです。

また、前期目標としては「人権を尊重する社会の実現をめざし、同和教育で培われてきた原則を人権教育の基底に位置づけ、同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決のための人権教育の研究実践並びに人権啓発を推進する」こととし、すべての人の人権確立に向けた提言や市民運動を展開し、人権教育及び人権擁護を推進する諸機関・団体等と密接な連携を図りながら、「第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」をふまえ、行政と協働し、「人権尊重のまち倉吉」の実現を推進します。また、人権教育及び人権擁護を推進する諸機関・団体等と密接な連携を図り、協働して教育・啓発活動を行い、会員参画による同和問題の実態調査等の実施や各種の学習資料及び情報の提供、研修会等の開催に努め、会員意識の高揚と組織の拡大を図ることとしました。

5 本年度の活動の重点項目

本会が結成されて以来50年を数える歴史と伝統、人権教育、啓発活動のノウハウを踏まえ、本年度は第4次前期目標に基づき、次のとおり本年度の活動の重点項目とします。

- (1) 部落解放・人権確立に向けた提言及び市民運動を推進する。
- (2) 「第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」の推進についてモニターする。
- (3) 人権教育・人権擁護を推進する機関・団体等と協働して、人権・同和問題意識調査の結果を踏まえ、市民の人権意識の高揚に努める。
- (4) 会員参画による同和問題の実態調査等の実施や専門委員会の活動及び各種事業の充実を図る。
- (5) 市人研の運営並びに活動を評価し、組織運営の改善を図るとともに、会員意識の高揚に努める。
- (6) 新型コロナ対策を推進する。

以上により、本会は会員参画による活動の充実、行政をはじめ各機関・団体との連携・協働を進め、本会の活動を全市民的なものにしていくことを確認し合い、基調提案とします。

議案第2号

2021年度会費の額について

倉吉市人権教育研究会規約第13条第2号の規定により、2021年度会費の額について、次のとおり決議を求める。

記

- 1 会費の額 一人1,000円

議案第3号

2021年度事業計画及び収支予算について

倉吉市人権教育研究会規約第13条第6号の規定により、2021年度事業計画及び収支予算について次のとおり決議を求める。

記

2021年度 事業計画

1 活動の目標

- (1) 部落解放・人権政策確立へ向けての市民活動を推進する。
- (2) 倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例の啓発に努める。
- (3) 第4次前期目標を推進する（期間2021年度～2025年度）
- (4) 第6次あらゆる差別をなくする総合計画を推進し、モニター活動を行う
- (5) 各専門委員会の役割を明確にし、活動の強化と各種事業の充実に努め、会員の意識の高揚を図り、会員増加に力を入れ、組織拡大に努める。
- (6) 関係機関、団体等と連携を図るとともに、広く市民の人権意識の高揚に努める。
- (7) 第46回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会に協力する。

2 会員の活動

- (1) 倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例の周知
- (2) 会員対象の講演会及び研修会の実施
- (3) 現地研修会及び先進地視察の実施
- (4) 中学校区人権（同和）教育研究会研究発表会の実施
 - ア 2021年度指定校 東中校区
 - ※ローテーション：東中校区→久米中校区→西中校区→鴨川中校区→河北中校区
- (5) 市民啓発パンフレット、会報誌、啓発ワッペン、啓発資料等の作成
- (6) 「解放をめざして第2集 倉吉市同和教育30年のあゆみ」の活用
- (7) 各種講演会・研修会への参加
 - ア 第46回部落解放・人権西日本夏期講座 広島県広島市 6月17日（木）・18日（金）
 - イ 第46回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会
米子市 8月3日（火） 湯梨浜町 8月5日（水） 鳥取市 8月6日（金）
 - ウ 第41回全国在日外国人教育研究集会・鳥取大会 米子市 8月7日（土）～10日（月）
 - エ 部落解放研究第49回倉吉市集会 倉吉未来中心 10月17日（日）
 - オ 日本女性会議2021 in 甲府 山梨県甲府市 10月22日（金）～24日（日）
 - カ 第72回全国人権・同和教育研究大会新潟大会 新潟県上越市 11月13日（土）～14日（日）
 - キ 部落解放研究第55回全国集会 福岡県北九州市 11月予定
 - ク 第36回人権啓発研究集会 和歌山県和歌山市 2月3日（木）～4日（金）

ケ 第47回倉吉市部落解放文化祭 倉吉未来中心 2月4日（金）～6日（日）

3 専門部会の活動

(1) 企画運営委員会

ア 部落解放・人権確立に向けた市民啓発

- ① 「人権教育研究」事業の準備
- ② 人権救済・人権擁護の確立
- ③ インターネット上の公開情報（差別情報への対応）

イ 人権施策に関わる「市条例」の具体化のための市民啓発と関係機関・団体等との連携による行政への要請活動

- ① 人権擁護施策の具体化
- ② 人権・同和問題意識調査研究

ウ 「第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」推進のモニター活動の実施

- ① 「人権尊重のまち倉吉を考える懇談会」の実施

エ 各専門委員会との連携と調整

- ① 派遣研修の実施
- ② 学習資料、情報提供
- ③ 各種研修会等の合同開催
- ④ 実態調査等（現地研修）の実施

オ 会員研修会の開催

- ① 地区推進組織との連携

カ 会員意識の高揚と組織拡大の取り組み

- ① Webサイトの更新、充実
- ② 組織運営の検討及び活動の評価

キ 新型コロナ差別・人権侵害の解消

(2) 教育活動委員会

ア 同和教育の理念と教訓を踏まえた人権保育・人権教育の活動内容指導実践の研究

イ 就学前、学校・家庭・地域社会における人権教育のあり方（自己実現が追求できる社会づくり）、方法の研究

ウ 学習資料・啓発用パンフレットの作成と発行

(3) 調査広報委員会

ア 部落解放・人権政策確立に向けた広報の実施

イ 「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」、「第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」のモニター結果の公表

ウ 会報誌「解放をめざして」の発行と内容の充実

エ 専門委員研修の実施

オ 新型コロナウイルス感染症拡大防止における人権問題の啓発

カ 取材活動

(4) 市民活動委員会

ア 市民啓発のための事業

- ① 啓発資料「くらよしNo. 16」の発行
- ② 啓発ワッペンの作成

イ 委員会活動の充実

- ① 定例会、役員会の開催
- ② 各種研究集会、講演会、学習会、啓発活動への積極的参加

(5) 企業活動委員会

- ア 三者合同研修会等での関係機関・団体との連携と情報共有
- イ 委員による事例発表・視察等委員研修の充実
- ウ 企業内の研修、人材育成につながる委員会活動の実施
- エ あらゆるライフステージでの切れ間のない人権教育の提供の場としての活動の実施
- オ 多様な人材の雇用確保への理解を深める研修の実施
- カ 企業・団体内での会員拡大
- キ 新型コロナウイルス感染症等に関しての人権学習の実施

2021年度 一般会計収支予算

(収入の部)

(単位：円)

費目	本年度予算額 a	前年度予算額 b	増減 a - b	備考
1 委託料	590,000	870,000	▲280,000	市委託料
2 会費	900,000	1,000,000	▲100,000	1,000円×900人
3 繰越金	794,515	417,966	376,549	前年度繰越金
4 雑収入	485	34	451	預金利息ほか
合計	2,285,000	2,288,000	▲3,000	

(支出の部)

(単位：円)

費目	本年度予算額 a	前年度予算額 b	増減 a - b	備考
1 事業費	1,706,000	1,660,000	46,000	
(1) 企画運営費	100,000	0	100,000	新型コロナウイルス人権尊重宣言チラシ作成配布
(2) 教育活動費	120,000	120,000	0	学習資料の発行 120,000
(3) 調査広報費	230,000	230,000	0	「解放をめざして」No.126、No.127 230,000
(4) 市民活動費	560,000	560,000	0	啓発資料の作成等 180,000 入会特典(会員配布) 130,000 啓発ワッペン 200,000 街頭啓発物品(うちわ、カイロ等) 50,000
(5) 指定研究費	120,000	120,000	0	東中学校区同和教育研究協議会 120,000
(6) 研修費	370,000	370,000	0	総会講演会講師謝金ほか 70,000 会員研修会講師謝金ほか 150,000 会員視察研修費(県外) 150,000
(7) 研修派遣費	206,000	260,000	▲54,000	人権尊重社会を実現する鳥取県 研究集会(米子市ほか) 15,000 部落解放研究全国集会(北九州市) 55,000 全国人権・同和教育研究大会(上 越市) 88,000 人権啓発研究集会(和歌山市) 48,000
2 会議費	255,000	255,000	0	
(1) 総会費	100,000	100,000	0	消耗品費、印刷製本費、会場借上 料ほか
(2) 役員会費	30,000	30,000	0	役員会
(3) 専門委員 会費	125,000	125,000	0	専門委員会各種会議ほか 65,000 専門委員会旅費 60,000
3 負担金	111,000	111,000	0	県人権教育推進協議会会費
4 事務局費	157,000	157,000	0	消耗品費、通信運搬費ほか
5 雑費	5,000	5,000	0	
6 予備費	51,000	100,000	▲49,000	
合計	2,285,000	2,288,000	▲3,000	

議案第4号

役員の改選について

倉吉市人権教育研究会規約第13条第3号及び第7号の規定により、役員の選任について次のとおり決議を求める。

記

役職	2020年度	2021年度
副会長	徳田 章人 (中部地区高等学校同和教育研究会)	高垣 知博 (中部地区高等学校同和教育研究会)
監事	吉岡 真弓 (倉吉市保育園長会)	米田 美奈子 (倉吉市保育園長会)

倉吉市人権教育研究会第4次前期目標（2021～2025年度）（案）

- 1 本会のミッション
 (1) 自己実現が追求できる社会の実現 (2) 共生社会の実現 (3) 差別実態の解消と人権救済の確立 (4) 行政との協働

年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
前期目標	人権を尊重する社会の実現をめざし、同和教育で培われてきた原則を人権教育の基底に位置づけ、同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決のための人権教育の研究実践並びに人権啓発を推進する。	前期目標の確認と推進 1 部落解放・人権確立に向けた提言及び市民運動を推進する。 2 「第6次倉吉市あらゆる差別をなくす総合計画」の推進についてモニターする。	前期目標の確認と推進 1 部落解放・人権確立に向けた提言及び市民運動を推進する。 2 「第6次倉吉市あらゆる差別をなくす総合計画」の推進についてモニターする。	前期目標の確認と推進 1 部落解放・人権確立に向けた提言及び市民運動を推進する。 2 「第6次倉吉市あらゆる差別をなくす総合計画」の推進についてモニターする。	次期後期目標についての検討 1 部落解放・人権確立に向けた提言及び市民運動を推進する。 2 「第6次倉吉市あらゆる差別をなくす総合計画」の推進及び進捗結果についてモニターする。 3 人権教育・人権擁護を推進する機関・団体等と協働して「人権尊重のまち倉吉を考える懇談会」を開催する。
具体的活動	1 すべての人の人権確立に向けた提言や市民運動を展開する。 2 「第6次倉吉市あらゆる差別をなくす総合計画」をふまえ、行政と協働し、「人権尊重のまち倉吉」の実現を推進する。 3 人権教育・人権擁護を推進する機関・団体等と協働して、人権・同和問題意識調査を踏まえ、市民の人権意識の高揚に努める。 4 会員参画による同和問題の実態調査等の実施や専門委員会の活動及び各種事業の充実を図る。 5 市人研の運営並びに活動を評価し、組織運営の改善を図るとともに、会員意識の高揚に努める。 6 新型コロナ対策について	1 部落解放・人権確立に向けた提言及び市民運動を推進する。 2 「第6次倉吉市あらゆる差別をなくす総合計画」の推進についてモニターする。 3 人権教育・人権擁護を推進する機関・団体等と協働して「人権尊重のまち倉吉を考える懇談会」を開催する。 4 同和問題の現状を踏まえ、会員参画による「人権教育研究」事業の開催及び各種事業の充実を図る。 5 市人研の運営並びに活動を評価し、組織運営の改善を図るとともに、会員意識の高揚に努める。 6 「日本女性会議2022in鳥取県」の開催に協力する。 7 新型コロナ対策について	1 部落解放・人権確立に向けた提言及び市民運動を推進する。 2 「第6次倉吉市あらゆる差別をなくす総合計画」の推進についてモニターする。 3 人権教育・人権擁護を推進する機関・団体等と協働して「人権尊重のまち倉吉を考える懇談会」を開催する。 4 同和問題の現状を踏まえ、会員参画による「人権教育研究」事業の開催及び各種事業の充実を図る。 5 市人研の運営並びに活動を評価し、組織運営の改善を図るとともに、会員意識の高揚に努める。 6 「日本女性会議2022in鳥取県」の開催に協力する。	前期目標の確認と推進 1 部落解放・人権確立に向けた提言及び市民運動を推進する。 2 「第6次倉吉市あらゆる差別をなくす総合計画」の推進についてモニターする。 3 人権教育・人権擁護を推進する機関・団体等と協働して「人権尊重のまち倉吉を考える懇談会」を開催する。 4 同和問題の現状を踏まえ、会員参画による「人権教育研究」事業の開催及び各種事業の充実を図る。 5 市人研の運営並びに活動を評価し、組織運営の確立を図り、会員主体による地域活動を推進する。 6 「人権尊重社会を実現する鳥取県研究会」の開催に協力する。	次期後期目標についての検討 1 部落解放・人権確立に向けた提言及び市民運動を推進する。 2 「第6次倉吉市あらゆる差別をなくす総合計画」の推進及び進捗結果についてモニターする。 3 人権教育・人権擁護を推進する機関・団体等と協働して「人権尊重のまち倉吉を考える懇談会」を開催する。 4 同和問題の現状を踏まえ、会員参画による「人権教育研究」事業の開催及び各種事業の充実を図る。 5 市人研の運営並びに活動を評価し、組織運営の確立を図り、会員主体による地域活動を推進する。 6 「第7次倉吉市あらゆる差別をなくす総合計画」の策定状況についてモニターする。

2 企画運営委員会

事業計画の検討、実施(2021年度)	事業計画の検討、実施(2022年度)	事業計画の検討、実施(2023年度)	事業計画の検討、実施(2024年度)	事業計画の検討、実施及び第4次後期目標の策定(2025年度)
<p>1 部落解放・人権確立に向けた市民啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育研究」事業の準備 ・人権救済・人権擁護の確立 ・インターネット上の公開情報 <p>2 人権施策に関わる「市条例」の具体化のための市民啓発と関係機関・団体等との連携による行政への要請活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護施策の具体化 ・人権・同和問題意識調査研究 <p>3 「第6次倉吉市あらゆる差別をなくす総合計画」推進のモニタ一活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人権尊重のまち倉吉を考える懇談会」の検討 <p>4 各専門委員会との連携と調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣研修の実施 ・学習資料、情報提供 ・各種研修会等の合同開催 ・実態調査等（現地研修）の実施 <p>5 会員研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区推進組織との連携 <p>6 会員意識の高揚と組織拡大の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HPの更新、充実 ・組織運営の検討及び活動の評価 <p>7 新型コロナウイルス差別・人権侵害の解消</p>	<p>1 部落解放・人権確立に向けた市民啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育研究」事業の準備 ・人権救済・人権擁護の確立 ・インターネット上の公開情報 <p>2 人権施策に関わる「市条例」の具体化のための市民啓発と関係機関・団体等との連携による行政への要請活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護施策の具体化 ・人権・同和問題意識調査研究 <p>3 「第6次倉吉市あらゆる差別をなくす総合計画」推進のモニタ一活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人権尊重のまち倉吉を考える懇談会」の開催 <p>4 各専門委員会との連携と調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣研修の実施 ・学習資料、情報提供 ・各種研修会等の合同開催 ・実態調査等（現地研修）の実施 <p>5 会員研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区推進組織との連携 ・「日本女性会議2022 in 鳥取くらし」の開催に協力する。 <p>6 会員意識の高揚と組織拡大の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HPの更新、充実 ・組織運営の検討及び活動の評価 <p>7 新型コロナウイルス差別・人権侵害の解消</p>	<p>1 部落解放・人権確立に向けた市民啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育研究」事業の準備 ・人権救済・人権擁護の確立 ・インターネット上の公開情報 <p>2 人権施策に関わる「市条例」の具体化のための市民啓発と関係機関・団体等との連携による行政への要請活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護施策の具体化 ・人権・同和問題意識調査研究 <p>3 「第6次倉吉市あらゆる差別をなくす総合計画」推進のモニタ一活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人権尊重のまち倉吉を考える懇談会」の開催 <p>4 各専門委員会との連携と調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣研修の実施 ・学習資料、情報提供 ・各種研修会等の合同開催 ・実態調査等（現地研修）の実施 <p>5 会員研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区推進組織との連携 <p>6 会員意識の高揚と組織拡大の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HPの更新、充実 ・組織運営の確立及び活動の評価 <p>7 「人権尊重社会を実現する鳥取県研究会」の開催に協力する</p>	<p>1 部落解放・人権確立に向けた市民啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育研究」事業の開催 ・人権救済・人権擁護の確立 ・インターネット上の公開情報 <p>2 人権施策に関わる「市条例」の具体化のための市民啓発と関係機関・団体等との連携による行政への要請活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護施策の具体化 ・人権・同和問題意識調査研究 <p>3 「第6次倉吉市あらゆる差別をなくす総合計画」推進のモニタ一活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人権尊重のまち倉吉を考える懇談会」の開催 <p>4 各専門委員会との連携と調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣研修の実施 ・学習資料、情報提供 ・各種研修会等の合同開催 ・実態調査等（現地研修）の実施 <p>5 会員研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区推進組織との連携 <p>6 会員意識の高揚と組織拡大の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HPの更新、充実 ・組織運営の確立及び活動の評価 	<p>1 部落解放・人権確立に向けた市民啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育研究」事業の開催 ・人権救済・人権擁護の確立 ・インターネット上の公開情報 <p>2 人権施策に関わる「市条例」の具体化のための市民啓発と関係機関・団体等との連携による行政への要請活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護施策の具体化 ・人権・同和問題意識調査研究 <p>3 「第6次倉吉市あらゆる差別をなくす総合計画」推進のモニタ一活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人権尊重のまち倉吉を考える懇談会」の開催 <p>4 各専門委員会との連携と調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣研修の実施 ・学習資料、情報提供 ・各種研修会等の合同開催 ・実態調査等（現地研修）の実施 <p>5 会員研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区推進組織との連携 <p>6 会員意識の高揚と組織拡大の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HPの更新、充実 ・組織運営の確立及び活動の評価

3 教育活動委員会

事業計画の検討、実施(2021年度)	事業計画の検討、実施(2022年度)	事業計画の検討、実施(2023年度)	事業計画の検討、実施(2024年度)	事業計画の検討、実施及び第4次後期目標の策定(2025年度)
<p>事業計画の検討、実施(2021年度)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 同和教育の理念と教訓を踏まえた人権教育の活動内容、指導実践の研究 2 就学前教育、学校教育、社会教育における人権教育のあり方(自己実現が追求できる社会づくり)、方法の研究 3 学習資料・啓発用パンフレットの作成と発行 	<p>事業計画の検討、実施(2022年度)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 同和教育の理念と教訓を踏まえた人権教育の活動内容、指導実践の研究 2 就学前教育、学校教育、社会教育における人権教育のあり方(自己実現が追求できる社会づくり)、方法の研究 3 学習資料・啓発用パンフレットの作成と発行 4 「日本女性会議2022in鳥取くらし」の開催に協力する。 	<p>事業計画の検討、実施(2023年度)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 同和教育の理念と教訓を踏まえた人権教育の活動内容、指導実践の研究 2 就学前教育、学校教育、社会教育における人権教育のあり方(自己実現が追求できる社会づくり)、方法の研究 3 学習資料・啓発用パンフレットの作成と発行 	<p>事業計画の検討、実施(2024年度)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 同和教育の理念と教訓を踏まえた人権教育の活動内容、指導実践の研究 2 就学前教育、学校教育、社会教育における人権教育のあり方(自己実現が追求できる社会づくり)、方法の研究 3 学習資料・啓発用パンフレットの作成と発行 4 「人権尊重社会を実現する鳥取県研究会」の開催に協力する。 	<p>事業計画の検討、実施及び第4次後期目標の策定(2025年度)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 同和教育の理念と教訓を踏まえた人権教育の活動内容、指導実践の研究 2 就学前教育、学校教育、社会教育における人権教育のあり方(自己実現が追求できる社会づくり)、方法の研究 3 学習資料・啓発用パンフレットの作成と発行

4 調査広報委員会

事業計画の検討、実施(2021年度)	事業計画の検討、実施(2022年度)	事業計画の検討、実施(2023年度)	事業計画の検討、実施(2024年度)	事業計画の検討、実施及び第4次後期目標の策定(2025年度)
<p>事業計画の検討、実施(2021年度)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 部落解放・人権政策確立に向けた広報の実施 2 「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくす条例」、「第6次倉吉市あらゆる差別をなくす総合計画」のモニター結果の公表 3 会報誌「解放をめざして」の発行と内容の充実 4 専門委員研修の実施 5 新型コロナウイルス感染症拡大防止における人権問題の啓発 	<p>事業計画の検討、実施(2022年度)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 部落解放・人権政策確立に向けた広報 2 「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくす条例」、「第6次倉吉市あらゆる差別をなくす総合計画」のモニター結果の公表 3 会報誌「解放をめざして」の発行と内容の充実 4 専門委員研修の実施 5 新型コロナウイルス感染症拡大防止における人権問題の啓発 6 「日本女性会議2022in鳥取くらし」の開催に協力する。 	<p>事業計画の検討、実施(2023年度)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 部落解放・人権政策確立に向けた広報 2 「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくす条例」、「第6次倉吉市あらゆる差別をなくす総合計画」のモニター結果の公表 3 会報誌「解放をめざして」の発行と内容の充実 4 専門委員研修の実施 5 新型コロナウイルス感染症拡大防止における人権問題の啓発 	<p>事業計画の検討、実施(2024年度)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 部落解放・人権政策確立に向けた広報 2 「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくす条例」、「第6次倉吉市あらゆる差別をなくす総合計画」のモニター結果の公表 3 会報誌「解放をめざして」の発行と内容の充実 4 専門委員研修の実施 5 新型コロナウイルス感染症拡大防止における人権問題の啓発 	<p>事業計画の検討、実施及び第4次後期目標の策定(2025年度)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 部落解放・人権政策確立に向けた広報 2 「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくす条例」、「第6次倉吉市あらゆる差別をなくす総合計画」の推進及び進捗状況のモニター結果の公表 3 会報誌「解放をめざして」の発行と内容の充実 4 専門委員研修の実施 5 新型コロナウイルス感染症拡大防止における人権問題の啓発 6 「第7次あらゆる差別をなくす総合計画」の策定状況についてモニターする。

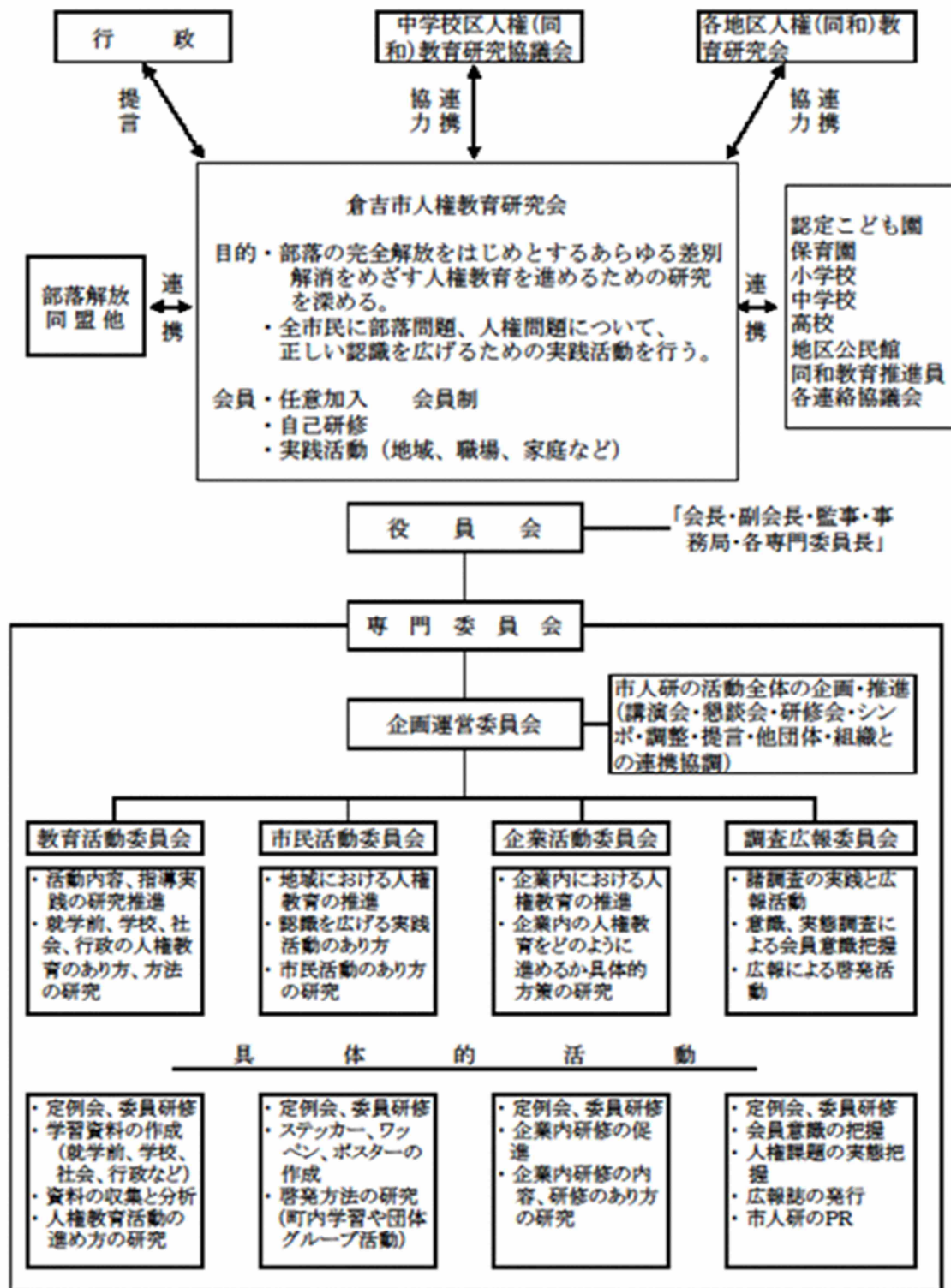
5 市民活動委員会

事業計画の検討、実施(2021年度)	事業計画の検討、実施(2022年度)	事業計画の検討、実施(2023年度)	事業計画の検討、実施(2024年度)	事業計画の検討、実施及び第4次後期目標の策定(2025年度)
1 市民啓発のための実践と研究 ・身近な人権問題についての啓発資料作成 ・啓発資料（くらよし）No. 16発行 ・啓発ワッペン作成 2 委員会活動の充実 ・研修会（視察研修）等	1 市民啓発のための実践と研究 ・身近な人権問題についての啓発資料作成 ・啓発ワッペン・啓発物品作成 2 委員会活動の充実 ・研修会（視察研修）等	1 市民啓発のための実践と研究 ・身近な人権問題についての啓発資料作成 ・啓発資料（くらよし）No. 17発行 ・啓発ワッペン・啓発物品作成 2 委員会活動の充実 ・研修会（視察研修）等	1 市民啓発のための実践と研究 ・身近な人権問題についての啓発資料作成 ・啓発ワッペン作成 2 委員会活動の充実 ・研修会（視察研修）等 3 「人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会」の開催に協力する。	1 市民啓発のための実践と研究 ・身近な人権問題についての啓発資料作成 ・啓発資料（くらよし）No. 18発行 ・啓発ワッペン作成 2 委員会活動の充実 ・研修会（視察研修）等

6 企業活動委員会

事業計画の検討、実施(2021年度)	事業計画の検討、実施(2022年度)	事業計画の検討、実施(2023年度)	事業計画の検討、実施(2024年度)	事業計画の検討、実施及び第4次後期目標の策定(2025年度)
1 事業計画の検討、実施 ・三者合同研修会等での関係機関・団体との連携と情報共有。 ・委員による事例発表・視察等 ・委員研修の充実を図る。 ・企業内の研修、人材育成につながる委員会活動の実施。 ・あらゆるライフステージでの切れ目のない人権教育の提供の場としての活動の実施。 ・多様な人材の雇用確保への理解を深める。 ・企業・団体内での会員拡大を図る。 ・新型コロナウイルス感染症等への対策について	1 事業計画の検討、実施 ・三者合同研修会等での関係機関・団体との連携と情報共有。 ・委員による事例発表・視察等 ・委員研修の充実を図る。 ・企業内の研修、人材育成につながる委員会活動の実施。 ・あらゆるライフステージでの切れ目のない人権教育の提供の場としての活動の実施。 ・多様な人材の雇用確保への理解を深める。 ・企業・団体内での会員拡大を図る。 ・「日本女性会議2022in鳥取くらし」の開催に協力する。	1 事業計画の検討、実施 ・三者合同研修会等での関係機関・団体との連携と情報共有。 ・委員による事例発表・視察等 ・委員研修の充実を図る。 ・企業内の研修、人材育成につながる委員会活動の実施。 ・あらゆるライフステージでの切れ目のない人権教育の提供の場としての活動の実施。 ・多様な人材雇用の確保への理解を深める。 ・企業・団体内での会員拡大を図る。	1 事業計画の検討、実施 ・三者合同研修会等での関係機関・団体との連携と情報共有。 ・委員による事例発表・視察等 ・委員研修の充実を図る。 ・企業内の研修、人材育成につながる委員会活動の実施。 ・あらゆるライフステージでの切れ目のない人権教育の提供の場としての活動の実施。 ・多様な人材の雇用確保への理解を深める。 ・企業・団体内での会員拡大を図る。 ・「人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会」への参画	1 事業計画の検討、実施及び第4次後期目標の策定 ・三者合同研修会等での関係機関・団体との連携と情報共有。 ・委員による事例発表・視察等 ・委員研修の充実を図る。 ・企業内の研修、人材育成につながる委員会活動の実施。 ・あらゆるライフステージでの切れ目のない人権教育の提供の場としての活動の実施。 ・多様な人材の雇用確保への理解を深める。 ・企業・団体内での会員拡大を図る。

倉吉市人権教育研究会の組織と活動内容



倉吉市人権教育研究会 2020年度～2021年度 役員名簿

任期：2022年3月31日まで

職名	2020年度	2021年度
名誉会長 (2人)	宇山 眞 森本 満喜夫	
会長 (1人)	相見 楓子	
副会長 (7人)	中江 雅文 (部落解放同盟)	
	徳田 章人 (中部地区高等学校同和教育研究会)	(中部地区高等学校同和教育研究会)
	和田 一進 (小学校校長会)	
	美船 誠 (倉吉市生活産業部長)	
	横濱 純一 (私立認定こども園協会)	
	岩間 隆二 (地区人権同和教育研究会)	
	山本 昭 (企業)	
監事 (2人)	小谷 清美 (中学校校長会)	
	吉岡 麻弓 (倉吉市保育園長会)	(倉吉市保育園長会)

倉吉市人権教育研究会

2020年度～2021年度 専門委員会委員名簿

2021年3月31日現在

No.	企画運営委員会	教育活動委員会	市民活動委員会	企業活動委員会	調査広報委員会
1	松田 裕一	佐伯 孝代	由井 洋之助	岡本 博文	大月 悦子
2	荒益 正信	田村 こずえ	○ 渡邊 法子	佐々木 幹宗	○ 佐々木 利夫
3	田中 康夫	◎ 山下 千之	○ 吉田 綱司	柴田 耕志	増田 孝二
4	山中 敏幸	河村 和仁	牧田 皓司	◎ 山本 昭	亀本 恵美
5	船木 敏晶	山根 弘二	◎ 秋久 正行	渡邊 眞二	山本 美鈴
6	生田 愿	村岡 亜樹	□ 小串 功	絹川 秀樹	高木 康志
7	森 康雄	吉良 洋美	笠見 猛	坂尾 玄作	岩森 邦彦
8	中村 圭吾	石賀 公子	石橋 直志	岡田 成弘	中本 圭祐
9	中尾 祐之	森 真希子	田村 和歌子	中松 輝嘉	福田 直樹
10	森下 妙子	岩田 育子	市橋 敏寛	松本 徹哉	◎ 門原 広憲
11	金田 裕之	足達 佐恵子	真山 裕子	長尾 智明	福寿 健一
12	長谷川 稔	中島 佳乃	岡本 哲也	近藤 雅彦	○ 石賀 大生
13	◎ 前田 寿光	秋田 憲一	田中 佑和	岡本 達也	松本 美恵子
14	○ 岩間 隆二	吉田 均	安藤 節郎	相見 槻子	黒川 良枝
15	※ 藤井 拓也	阪本 美奈	○ 大羽 千鶴	中尾 美千代	松井 徳之
16	※ 藤本 泰之	中合 正彦	□ 秦野 伸也	□ 佐本 美由喜	井上 里香
17		山崎 綾美	高橋 弘基	○ 上口 俊一	○ 澤田 春美
18		○ 秋藤 泰之	□ 亀村 わか奈	森 愛	□ 竹田 周平
19		前田 恵美		伊藤 早希	
20		川本 晶子		□ 三谷 友理	
21		□ 山崎 昌子			

凡例：◎委員長 ○副委員長 □幹事 ※事務局

倉吉市人権教育研究会の歩み

1970（昭和45）年	・倉吉市同和教育研究会発足
1972（昭和47）年	・各地区公民館単位のと和教育研究会（推進協議会）結成
1973（昭和48）年	・部落解放研究第1回倉吉市集会開催
1974（昭和49）年	・市内全自治公民館単位のと和教育町内学習会の実施
1975（昭和50）年	・中学校区と和教育研究協議会の結成
1976（昭和51）年	・第1回部落解放文化祭開催、人権劇上演、市同研4専門委員会設置
1977（昭和52）年	・倉吉市同和教育研究会会費入会制開始、と和教育推進員委嘱制度の実施
1984（昭和59）年	・倉吉市同和教育研究会に企業活動委員会を設置し5専門委員会に拡大
1987（昭和62）年	・第1回部落解放研究倉吉市婦人（女性）集会開催
1989（平成元）年	・「人権尊重都市」宣言のまち倉吉 ・“人ある限り人権を”のワッペン、啓発リボン着用啓発運動を展開 ・“解放をめざして”の啓発会報20年間の縮刷版発行
1991（平成3）年	・冊子“くらしに根ざして心あらたに”の発行
1992（平成4）年	・部落解放研究第20回記念倉吉市集会開催
1993（平成5）年	・倉吉市同和教育研究会中期目標の策定 ・倉吉市同和教育研究会が教育功労団体として県教育委員会教育表彰を受ける
1994（平成6）年	・倉吉市同和教育研究会会員バッジの製作・配付 ・倉吉市同和教育研究会として市長並びに市議会議長に対して「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」制定を要請
1995（平成7）年	・第9回部落解放研究倉吉市女性集会を女性問題講演会・課題別分科会で開催
1996（平成8）年	・と和教育に関する意識調査の実施 ・第22回部落解放文化祭芸能発表で人権啓発劇「心の道」上演
1997（平成9）年	・倉吉市同和教育研究会の後期目標の策定
1998（平成10）年	・啓発パンフレット「くらし」（特集：同対事業）を発行
1999（平成11）年	・と和教育に関する意識調査の実施 ・啓発ステッカー“育てよう人権の樹”の作成と配付
2000（平成12）年	・「倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」についての啓発資料No.4の作成配布
2001（平成13）年	・倉吉市同和教育研究会の第2次前期目標の策定 ・第53回全国人権・と和教育研究大会第9分科会で市同研の取組みについて報告 ・市民シンポジウムの開催
2002（平成14）年	・倉吉市同和教育研究会発足30周年記念講演会 ・部落解放研究第30回記念倉吉市集会開催 ・「市同研のあゆみ」の編集委員会の設置と資料の収集
2003（平成15）年	・新たな人権教育啓発等の課題に対応するため、生活環境部内に新設された「人権局」に事務局も移動 ・倉吉市制50周年記念人権・同和問題シンポジウムが開催され、市同研会員も多数参加
2004（平成16）年	・第30回記念倉吉市部落解放文化祭が開催され、新倉吉市誕生を目前に30年間の取り組みを検証し、新たな解放運動・人権教育・啓発の原動力とし、「人権尊重のまち倉吉」を具現化するための取り組みとして、人権劇「明日をつくる仲間」を30年ぶりにリバイバル上演するなどして大好評

2005（平成17）年	・「市同研のあゆみ」編集委員会開催
2006（平成18）年	・「市同研のあゆみ」編集委員会開催
2007（平成19）年	・「解放をめざして」第2集倉吉市同和教育研究会30年のあゆみを発刊
2008（平成20）年	・人権意識調査の準備
2010（平成22）年	・第3次前期目標の策定
2011（平成23）年	・戸籍等の不正取得防止制度について倉吉市へ要請行動 ・戸籍等の不正取得防止施策の先進地視察（大阪府の取り組み） ・第1回人権政策懇談会の開催
2012（平成24）年	・「本人通知制度」導入 ・人権・同和問題に関する市民意識調査実施
2013（平成25）年	・同和地区住民や障がいのある人を冒瀆する差別落書き事象及び在日コリアンの方を誹謗中傷する差別記載封筒投棄発見 ・第3回人権尊重のまち倉吉を考える懇談会（名称変更）の開催 ・倉吉市あらゆる差別をなくする審議会と意見交換会
2015（平成27）年	・倉吉市同和教育研究会から倉吉市人権教育研究会に名称変更
2016（平成28）年	・第3次後期目標の策定 ・倉吉市役所に同和地区を問い合わせる差別事象が発生 ・「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消法）が公布・施行
2017（平成29）年	・「第5次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」一部改定 ・倉吉市内の事業所内で部落差別発言事象が発生
2019（令和元）年	・倉吉市人権教育研究会創立50年記念パネルディスカッション開催 ・人権・同和問題に関する市民意識調査実施 ・倉吉市役所に同和地区を問い合わせる差別事象が発生
2020（令和2）年	・倉吉市内のATM前で部落差別発言事象が発生 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため総会を書面決議で実施 ・新型コロナウイルス感染症に関する倉吉市人権尊重宣言を発表
2021（令和3）年	・「第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」策定 ・第4次前期目標の策定

倉吉市人権教育研究会規約

(名称及び事務局)

第1条 この会は、倉吉市人権教育研究会(以下「市人研」という。)といい、事務局を倉吉市生活産業部人権政策課内におく。

(目的)

第2条 市人研は、人権が尊重される社会の実現をめざし、同和教育を人権教育の重要な柱として位置づけ、部落差別をはじめあらゆる差別を解消するための人権教育の研究・実践活動を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 市人研は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 人権教育の具体的な学習内容の研究と、これに必要な調査、並びに資料の収集、作成及び提供
- (2) 人権教育の実践方法の研究
- (3) 会員相互の研修と実践の交流
- (4) その他目的達成のために必要な事業

(会員)

第4条 市人研の会員は、第2条の目的に賛同し、入会を希望する者並びに組織及び団体等の推薦者をもって構成する。

(専門委員会)

第5条 次の各号に掲げる活動を積極的に推進するため、専門委員会を設置する。

- (1) 企画運営委員会 市人研の活動全体の企画と推進
- (2) 教育活動委員会 人権教育の内容や指導実践の研究推進
- (3) 調査広報委員会 人権教育に関する諸調査の実施及び広報活動
- (4) 市民活動委員会 地域における人権教育の推進
- (5) 企業活動委員会 企業内における人権教育の推進

2 専門委員は、会員の希望により会長が承認

した者及び会長の委嘱による。

3 専門委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(支部)

第6条 地域及び団体等の会員は、効果的な活動の推進をはかるため、それぞれに支部を置くことができる。

2 支部に、会員の互選により、支部長及び必要とするその他の役員を置くことができる。

3 第1項及び第2項により設置したときは、会長に届け出て、承認を得なければならない。

(役員)

第7条 市人研に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干人
- (3) 監事 2人
- (4) 事務局長 1人
- (5) 専門委員長 5人

(役員を選任)

第8条 会長・副会長及び監事は、総会において選任する。

2 事務局長は、会長の委嘱とする。

3 専門委員長は、専門委員の互選により選任する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

(役員職務)

第10条 会長は、市人研を代表し、会務を総括する。2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 監事は、市人研の会計を監査する。

4 事務局長は、会長の命を受け、会の運営及び事務を総括する。

5 専門委員長は、専門委員会の企画及び運営にあたる。

(名誉会長の推薦)

第11条 市人研に名誉会長をおくことができる。名誉会長は総会において推薦し決定する。

(会議)

第12条 市人研の会議は、総会、役員会、専門委員会及び支部長会とする。

2 総会は、年1回とする。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。

3 役員会及び支部長会は、会長が必要と認めたとき、随時招集し、開催するものとする。

4 専門委員会は、専門委員長が招集し開催するものとし、それぞれ担当事項について協議する。

(総会の決議事項)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 規約の改廃
- (2) 会費の額
- (3) 会長、副会長、監事の選任
- (4) 名誉会長の推薦
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 事業計画及び収支予算
- (7) その他重要事項

(役員会の審議事項)

第14条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) その他会長において必要と認めた重要な事項

(会費)

第15条 会費の額は、総会において決定する。

(経費)

第16条 市人研の経費は、会費、市の研究委託料及びその他の収入をもってあてる。

(決算及び監査)

第17条 市人研の会計は、毎年4月10日までに決算して、監事の監査を受けなければならない。

(会計年度)

第18条 市人研の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(委任)

第19条 規約に定めるもののほか、市人研に関し、必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

昭和45年7月10日	施行
昭和46年6月10日	一部改正
昭和47年6月9日	一部改正
昭和50年7月	一部改正
昭和51年7月	一部改正
昭和53年7月24日	一部改正
昭和55年6月7日	一部改正
昭和59年6月26日	改正
平成10年5月23日	一部改正
平成14年5月25日	一部改正
平成15年5月24日	一部改正
平成20年5月17日	一部改正
平成23年5月14日	一部改正
平成24年5月12日	一部改正
平成24年5月12日	一部改正
平成27年6月13日	改正
平成30年5月12日	一部改正
令和2年5月16日	一部改正

倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例

平成 6 年倉吉市条例第 20 号

市は、「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下に平等であること」を保障している日本国憲法と世界人権宣言の「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とした理念を軸にして、平成元年 1 月に人権尊重都市宣言をしました。その後、全ての市民の幸せを保障する施策として、倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画を策定し、「人権尊重のまち倉吉」の実現に向けた取り組みを進めているところです。

しかし、いまだに予断と偏見が根強く現存する部落差別をはじめ、障がいのある人、女性、アイヌ民族、在住外国人、子ども、高齢者その他マイノリティに対する多くの人権課題が残っており、あらゆる差別をなくするために、幅広い人権啓発活動及び人権擁護・救済・相談活動が求められています。市は、これらを踏まえ、差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の改善に努め、生活向上と幸福を実現するためにこの条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、現存する部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳が侵されていることにかんがみ、法の下での平等を定めた日本国憲法の精神にのっとり、全ての市民に基本的人権を保障し、根本的かつ速やかに差別をなくし、市民一人ひとりの参加による人権尊重都市の確立を図るとともに、差別のない住みよい倉吉市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民一人ひとりの人権意識の高揚に努めなければならない。

2 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別が生

じたときは、人権の擁護及び救済の取り組みに努めるものとする。

(市民等の責務)

第 3 条 市内に住所、生活若しくは活動の拠点を置く者及び滞在者（以下「市民等」という。）は、相互に基本的人権を尊重しあい、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための施策への協力に努めるものとする。

2 市民等は、次に掲げる差別及び差別を助長する行為をしないようにするとともに、差別をなくするために行動するよう努めるものとする。

- (1) 門地、出生、障がい、疾病、性別、人種、民族、信条、思想、宗教、国籍、年齢、言語、社会的身分又は性的指向（以下「門地等」という。）を理由に行う不当な排除、不当な制限、虐待その他の不当な取扱
- (2) 門地等を理由に行う不当な発言
- (3) 門地等を理由に不当な取扱をすることを助長し、又は誘発する目的で、情報を収集し、又は公表する行為
- (4) 門地等を理由に不当な取扱を行う意思を示す行為

(事業者の責務)

第 4 条 市内で事業を営むものは、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための施策に協力するとともに、第 1 条の目的の達成に向け職場での研修及び啓発活動を行うよう努めるものとする。

(施策の総合的かつ計画的推進)

第 5 条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、雇用の促進、教育文化の向上、人権擁護等の施策を、総合的かつ計画的に策定しその推進に努めなければならない。

(人権啓発活動の充実)

第6条 市は、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、啓発推進団体の支援、指導者の育成等、関係団体との緊密な連携を図り、啓発事業の充実に務め、部落差別をはじめ、あらゆる差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会的環境の改善を促進しなければならない。

(実態調査等の充実)

第7条 市は、前2条の施策の策定及び推進のために、必要に応じ実態調査を行うものとする。

2 市長は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための重要事項の調査にあたり、必要に応じて倉吉市あらゆる差別をなくする審議会の意見を聞くことができる。

(相談窓口の設置)

第8条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするため、市民の人権に関する問題について相談に応じるための相談窓口を置き、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 相談者への助言

(2) 国、県又は市町村が設置する相談機関
(人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。) その他の関係機関と連携した相談者への支援

(推進体制の充実)

第9条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくする施策を効果的に推進するため、国・県及び関係団体との連携を強め、推進体制の充実に努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(倉吉市同和対策審議会条例の一部改正)

2 倉吉市同和対策審議会条例(昭和57年倉吉市条例第19号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

倉吉市あらゆる差別をなくする審議会条例

第1条中「倉吉市同和対策審議会」を「倉吉市あらゆる差別をなくする審議会」に改める。

第2条中「同和対策に関する事項」を「部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための重要事項」に改める。

第3条第1項中「20人」を「25人」に改め、同条第2項第2号中「3人以内」を「若干人」に改め、同項第3号中「10人以内」を「若干人」に改める。

第4条第2項中「任命された時における当該身分を失った場合は」を「任命されたときの要件を失ったときは」に改める。

第5条第3項中「又は会長が欠けたとき」を削る。
(経過措置)

3 この条例施行の際、この条例による改正前の倉吉市同和対策審議会条例(昭和57年倉吉市条例第19号)第3条第2項の規定により委嘱又は任命された委員である者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日をもって満了するものとする。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

倉吉市あらゆる差別をなくする審議会条例

昭和57年倉吉市条例第19号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、倉吉市あらゆる差別をなくする審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための重要事項について、必要な調査及び審議を行う。

2 審議会は、差別事象の分析その他の部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするために必要と認められる事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間団体の代表者

3 審議会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときの要件を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会の業務を処理する。(庶務)

第8条 審議会の庶務は、生活産業部において処理する。

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年6月17日条例第20号抄)
(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。(経過措置)

3 この条例施行の際、この条例による改正前の倉吉市同和対策審議会条例(昭和57年倉吉市条例第19号)第3条第2項の規定により委嘱又は任命された委員である者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日をもって満了するものとする。

附 則 (平成8年3月27日条例第16号)
この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月30日条例第5号)
この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月27日条例第1号)
この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年9月29日条例第30号)
(施行期日)

1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。(経過措置)

- 2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前のそれぞれの条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づく委員である者（次項に定める者を除く。）は、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、改正前の条例の規定による任期の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の日の前日において、改正前の条例の規定に基づく委員である者のうち市議会議員及び市の職員のうちから委嘱されたものの任期は、当該委員の任期を定めた改正前の条例の規定にかかわらずその日に満了する。
- 附 則（平成20年3月26日条例第2号）
この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則（平成22年3月18日条例第8号）
この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則（平成23年3月31日条例第1号）
この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則（平成30年3月15日条例第3号）
この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 附 則（令和2年3月30日条例第6号）
この条例は、令和2年4月1日から施行する。

部落差別の解消の推進に関する法律

平成二十八年法律第九号

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏

まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

「人権尊重都市」宣言のまち倉吉

人は、すべて生まれながらに自由と平等であり、人間として尊ばれ、人間として生きる権利を有しています。

私たちは、過去幾多の試練を経て、基本的人権の享有を保障する日本国憲法のもとに、真に平和で民主的な社会の建設につとめてまいりました。

そして、私たち倉吉市民は、現在「水と緑と文化のまちづくり」を基本目標に、一人ひとりが大切にされ、すべての市民が共同して差別のない、潤いのある豊かなまちづくりを目指しています。

しかしながら現実には人間疎外と人間愛の欠如により、特に日本国憲法にうたわれた思想、信条、性別、社会的身分等における自由と平等が軽視され、人権侵害の事象もあとを絶たない現状であります。

世界人権宣言が採択されて四十周年、さらに市制三十五周年を契機に、改めて基本的人権の尊重を確認し、人間平等の基盤の確立を目指して、市民すべてのためみない努力を行うことを誓い、ここに本市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。

平成元年一月二十七日

倉 吉 市

倉 吉 市 議 会

新型コロナウイルス感染症に関する 倉吉市人権尊重宣言

- 1 差別の被害者にしない、させない。加害者にもならない。
誰もが感染しうる病気。闘うべき相手はウイルス！

感染者やその家族及び職場の人々、感染症対策や治療にあたる医療・介護従事者やその家族、また宅配業者をはじめ社会を動かす仕事に従事するすべての人々への差別・偏見やいじめ等は決して許されません。

- 2 正しい情報と知識に基づき冷静に行動しよう。
風評被害、心・社会の感染を防ごう。

新型コロナウイルス感染症については、不確かな情報や事実と異なる情報、デマもたくさん流れています。誤った情報や誹謗・中傷がネット上に書き込まれ、また自粛や外出制限、マスク着用などの行動規範から外れた人々への過剰な批判があふれています。誤った情報、うわさをむやみに転載・拡散しないようにしましょう。

- 3 孤立をなくそう。
心の病は人のつながりで予防しよう。

みんなが頑張っていることにねぎらいと敬意を払いましょう。自分を見つめ、自分ができていることを認め、安心できる方法で心の距離を縮め、相手を思いやる気持ちを持ち、お互いに助け合い、支え合いましょう。

一人ひとりが
「人権尊重のまちづくり」への
理解と行動を！



倉吉市

倉吉市人権教育研究会

JAPAN WOMEN'S CONFERENCE 2022 IN TOTTORI KURAYOSHI



日本女性会議 2022 in 鳥取くらよし

主催：倉吉市、日本女性会議 2022 in 鳥取くらよし実行委員会

Smile in くらよし
～ だれもが共に
笑顔になれる夢ある未来～

倉吉大会の
目的・方針

とき

2022.10.28(Fri)-30(Sun)

大会概要

- 全体会：約 2,000 人
- 分科会：企画申
- スケジュール
 - 1 日目：分科会・交流会
 - 2 日目：開会式・全体会・閉会式
 - 3 日目：エクスカーション
- 場所(主会場)：倉吉未来中心



▲日本女性会議 2022 in 鳥取くらよし実行委員会

一人ひとりが幸せな社会を築く上での課題

少子高齢化や性別による固定的役割分担意識とその意識に伴う長時間労働、結婚、出産、育児を機とした離職や雇用形態の男女差などの解消

倉吉大会で大切にすること

■受け継いでいく男女共同参画推進の取組み

- ①性別、年代に関わりなく誰もが参画したくなる大会（ともに築く持続可能な推進体制）
- ②地域の課題、特徴等を再確認する分科会とし、男女共同参画の視点を取り入れたまちづくりにつながる大会（お互いを認め合う男女共同参画社会の形成）
- ③地域の女性リーダーの育成につなげる大会（多様な個性を活かす女性の活躍の推進）

■“くらよし”倉吉の魅力発信！

- ①市民が大会を通し倉吉の良さ“くらよし=くらよし”を再認識し、まちの魅力を来訪者にPRできる大会（交流(市民・異業種)で伝え合う倉吉の魅力）
- ②鳥取・倉吉の魅力発信(人・風土・食・文化・交流)

日本女性会議とは…

1975(昭和50)年の「国際婦人年」とそれに続く「国連婦人の10年」を記念して1984(昭和59)年から開催され、地域が抱えるさまざまな課題に対し、男女共同参画の視点で解決することを目的とした国内最大の会議。倉吉大会で39回目となる。



倉吉大会の開催の
あゆみはコチラ▶



くらよし・鳥取の魅力を発信！



【お問合せ先】日本女性会議 2022 in 鳥取くらよし実行委員会事務局（倉吉市人権政策課内） TEL: 0858-22-8130 Mail: danjo@city.kurayoshi.tlg.jp

1

倉吉大会の男女共同参画推進の役割

- ジェンダー平等の発信
- 世代を超えた持続可能な推進体制の構築
- 女性リーダーの育成
- 多様なライフスタイルに対応する「ワークライフバランス」の促進
- 子どもたちの命と未来を考える

2

男女共同参画の視点で地域課題の解決策を探る分科会

1 食と健康 (体験型分科会) 	2 【学生企画】 	3 命を考える (DV、性教育、LGBTQ 等) 
4 女性の活躍 	5 ワーク・ライフ バランス 	6 防災 
7 子どもの権利 	8 ネットフォーラム 	9 第3の人生 (よりよく生きる) 

※2021年4月1日現在の情報であり、今後変わる可能性があります。

3

倉吉大会後の姿は…

- 男女共同参画の視点で、ニーズの違いに対応できる体制づくりや地域の災害対応能力を強化する取り組み
- 多様な個性を活かす女性の活躍

ジェンダー・バイアス・フリーのまちづくり



だれもが暮らしやすい社会にするために


 日本女性会議
2022 in 鳥取くらし

プレイベント

市内外の皆さんに日本女性会議を知っていただき、大会を盛り上げます！

と き 2021年 11月 14日(日) ※「よりん彩記念日フォーラム」と同時開催

と ころ 倉吉未来中心 アトリウム 主催：日本女性会議 2022 in 鳥取くらし実行委員会

1年前
イベント

鳥取県人権尊重の社会づくり条例の改正

インターネットやSNSの発達、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、人権に関する問題が複雑化、多様化している昨今の状況に鑑み、差別のない人権が尊重される社会づくりを一層推進するための改正を行う。

(令和3年4月1日施行)

条例改正の内容

- 1 相互の協力等
県、市町村及び県内に暮らす全ての者は、様々な場において、相互に協力し、あらゆる差別の解消に取り組む
- 2 差別行為の禁止
人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であることその他の事由を理由とする差別行為を行ってはならない（インターネット上を含む）
(1) 誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為
(2) いじめ又は虐待
(3) プライバシーの侵害
(4) 不当な差別的取扱い
※ 罰則規定は設けず、差別行為を防止・解消するための取組を条例に規定する
- 3 差別行為を防止・解消するための取組
(1) 正しい知識の普及など 人権教育・啓発による偏見の解消
(2) 差別行為を受けた者への 相談対応その他必要な支援
(3) 差別行為の 実態把握及び情報収集・分析

取組内容

- (1) **人権啓発の強化**
人権尊重の社会づくりセミナーの開催等による人権に関する正しい知識の普及啓発の強化
- (2) **相談支援体制の充実**
専門相談員（弁護士）による人権問題法律相談会の開催や弁護士会、警察、法務局等との連携による相談支援の充実
- (3) **実態把握及び分析等**
様々な差別事象の実態把握、原因や背景の分析、支援策等の検討

鳥取県人権尊重の社会づくり条例

平成 8 年鳥取県条例第 15 号

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であり、人間として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。これは、人類普遍の原理であり、自由と正義と平和の基礎であり、かつ、法の下での平等及び基本的人権の保障を定めた日本国憲法の精神にかなうものである。

この理念の下に、お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会が実現されなければならない。

ここに、我々鳥取県に暮らすすべての者は、豊かな自然に抱かれ、歴史と文化を育んできたふるさと鳥取の地で、共に力を合わせてこの使命を達成することを決意し、真に人権が尊重される社会とするため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らす全ての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であることその他の事由を理由とする差別その他の人権に関する問題（以下「人権問題」という。）への取組を推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりをを図ることを目的とする。

(県の責務)

第 2 条 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するとともに、県行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚を促進しなければならない。

2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携協力しなければならない。

3 県は、市町村が実施する人権施策について、必要な助言その他の支援を行うものとする。

(市町村の責務)

第 3 条 市町村は、県が実施する人権施策に協力するとともに、自らの行政分野で人権

尊重に配慮し、人権意識の醸成及び高揚に努めなければならない。

(県内に暮らす全ての者の責務)

第 4 条 県内に暮らす全ての者は、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、県が実施する人権施策に協力しなければならない。

(県、市町村及び県内に暮らす全ての者の相互の協力等)

第 5 条 県、市町村及び県内に暮らす全ての者は、真に人権が尊重される社会を実現するため、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、相互に協力しながら、あらゆる差別の解消に取り組むものとする。

(基本方針)

第 6 条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権尊重の基本理念
- (2) 人権教育及び人権啓発に関すること。
- (3) 差別実態の解消に向けた施策に関すること。
- (4) 相談支援体制に関すること。
- (5) 人権施策の推進に資する調査に関すること。
- (6) 第 2 号から前号までに掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要な施策に関すること。
- (7) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項
(差別のない社会づくりの推進)

第 7 条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、第 1 条に掲げる事由を理由とする次に掲げる行為（インターネットを通じて行う行為を含む。以下この条において「差別行為」という。）をしてはならない。

- (1) 誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為

- (2) いじめ又は虐待
- (3) プライバシーの侵害
- (4) 不当な差別的取扱い

2 県は、差別行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育及び人権啓発を積極的に行うものとする。

3 県は、差別行為を受けた者に対して、次条の規定による相談対応その他必要な支援を行うものとする。

4 県は、差別行為の防止のための施策を効果的に実施するため、差別行為の実態の把握並びに必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

(人権に関する相談)

第8条 知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口（県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者（以下「相談者」という。）への支援を行うための窓口をいう。以下同じ。）を設置する。

2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 相談者への助言
- (2) 国、県、市町村等が設置する相談機関
(人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。) その他の関係機関（以下単に「関係機関」という。）の紹介
- (3) 関係機関と連携した相談者の支援
- (4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援

3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(鳥取県人権尊重の社会づくり協議会)

第9条 人権施策基本方針その他人権施策に県内に暮らす全ての者の意見を反映させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 知事は、人権施策基本方針を定めるに当

たっては、あらかじめ、協議会の意見を聴くものとする。

3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

第10条 協議会は、委員26人以内で組織する。

2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

2 略

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画

概要

計画期間 令和3年度～令和7年度（5年）

基本理念 お互いを認め合い、安心して暮らせる人権尊重のまちづくり

主なポイント

■推進方針

- 推進方針1** 人権教育・同和教育の推進 ▶ 学校教育、社会教育等を主な方針に設定
推進方針2 人権啓発の推進 ▶ 学習機会、情報提供を主な方針に設定
推進方針3 相談・支援体制の充実 ▶ 人権侵害救済制度の確立要求、人権文化センター等の相談体制を主な方針に設定

■基本計画及び行動計画（アクションプラン）の策定

- ◆ 計画を各種人権課題の解決に向けた方向性を定める「基本計画」と、個別具体的な事業をまとめた「行動計画（アクションプラン）」を策定
 - ▶ 方向性と事業を管理することで、計画の実効性と機動性の向上を図った。

■成果指標の設定

- ◆ 基本計画には「重要目標達成指標（KGI）」を設定
- ◆ アクションプランには「重要業績評価指標（KPI）」を設定
 - ▶ 方向性及び事業に対する成果指標を設定し、事業の評価分析を行えるようにすることで、計画をより実効性のあるものとした。

■全庁体制の確立

- ◆ 人権施策推進連絡会議を設置
 - ▶ 庁内の横断的な事業の連携、成果指標を分析する体制を構築した。

体系図

